

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年11月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

島根県松江市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金1,350,052円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年7月18日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字三本杉地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている軽乗用自動車を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、視線誘導標及び道路案内標識に衝突した後、隣接する畑に転落し、同車両が破損したものである。